

解説

PwC あらた有限責任監査法人 公認会計士 川端 稔

## IFRSをめぐる動向 第108回 動的リスク管理の検討状況（その2）

（26頁）

### 1. はじめに

本連載は、主に国際会計基準審議会（IASB）および米国財務会計基準審議会（FASB）の月次合同会議等での討議内容に基づき、IFRSをめぐる最新の動向を伝えることを目的としています。本稿では、IASBにおける動的リスク管理（Dynamic Risk Management）に関する最近の検討状況として、2018年6月開催のIASBの会議までの議論の概要を取り上げます。

IASBは、2017年11月から、動的リスク管理の会計基準の作成に向けた議論を再開しました。動的リスク管理プロジェクトを2つのフェーズに分割し、動的リスク管理において重要な中核的な論点について第1フェーズで取扱い、それ以外の論点については第2フェーズで取扱うと決定されています。

2017年11月および12月のIASBの議論については、本連載第103回「動的リスク管理（マクロヘッジ）」（No. 3347・28頁参照）において説明しています。

また、動的リスク管理において重要な中核的な論点については、2018年2月から議論が開始されました。2018年2月、3月および4月のIASBの議論については、本連載第105回「動的リスク管理の検討状況」（No. 3360・32頁参照）において説明しています。なお、文中の意見にわたる部分は、筆者の私見であることを予めお断りしておきます。

### 2. 動的リスク管理目的に使用されるデリバティブ

IASBは、動的リスク管理プロジェクトの第1フェーズで扱われるべきデリバティブ金融商品について議論しました。これに加え、IASBは、デリバティブの指定および指定の中止についても議論しました。議論の結果、以下の内容が、暫定的に決定されました。

#### (1) 動的リスク管理の第1フェーズにおいて検討されるデリバティブ

IASBは、動的リスク管理モデルは、先渡金利契約に加えて、金利スワップ（ベースス・スワップおよび先日付スタートのスワップを含む）の使用を認めるべきとする取扱いを暫定的に決定しました。この暫定決定は、これらのデリバティブは、動的リスク管理モ

デルにおいて重要な部分を占めている事実を根拠としています。スタッフ・ペーパーでは、店頭デリバティブ取引全体の94%を金利関連のデリバティブ取引が占めているとのリサーチ結果が示されています。これに対して、金利オプションの使用は、市場の制約、費用および複雑な性質により、広範に行きわたっていないと考えられているとされています。

## (2) オプションの使用

オプションについては、今後のフィードバックの内容に応じて、第2フェーズにおいて検討することが、暫定的に決定されました。

## (3) 指定と指定の中止

IASBは、動的リスク管理モデルは、デリバティブの使用についての正式な指定および文書化の要求を暫定的に決定しました。また、動的リスク管理モデルは、デリバティブについての任意の指定の中止を許容すべきではないとされました。

IASBは、これに関連して2018年2月および3月の審議会において、資産プロファイルおよび対象プロファイル内のポートフォリオの任意の指定の中止を認めない取扱いに合意しました。IFRS第9号において、企業がリスク管理の目的上はリスク管理目的に従ってエクスポージャーを引き続きヘッジしている場合であっても、ヘッジ会計の任意の中止は恣意的であり正当化できないとした取扱いとしています。IASB第9号における要求事項とデリバティブの任意の指定の中止を許容しない暫定決定も、ヘッジ関係の指定についての任意の取消しを禁止する提案は、整合的であると考えられます。

## (4) 外部デリバティブ取引

IASBは、報告企業の外部を相手先とするデリバティブについてのみ、動的リスク管理モデルにおけるデリバティブとして指定されるのに適格なものとする取扱いを暫定的に決定しました。ある事業体は、企業集団内のさまざまな企業間または単一の法人組織内の部門間においてリスク・エクスポージャーの移転のために、内部デリバティブ契約を利用します。特に金融機関においては、社内のデリバティブ取引により銀行部門からトレーディング部門にリスクを移転する場合に、内部取引が生じる可能性があります。

しかし、IASBは、内部デリバティブの指定を認めないとする取扱いを決定しました。これは、連結グループ内で行われるデリバティブ取引は、外部当事者に報告主体のリスクを移転せず、また、連結財務諸表では相殺消去されるため、内部デリバティブをヘッジ手段の対象とするべきではないとのIFRS第9号の設定時の検討結果を反映していま

す。動的リスク管理モデルにおいてもこの考え方を踏襲した提案が受け入れられたようです。

### 3. 財務業績

IASB は、動的リスク管理モデルにおける財務業績についての議論も開始しました。その結果、IASB は、以下の暫定決定を行いました。

#### (1) 完全な調節と完全な調節の測定

「完全な調節 (Perfect alignment)」は、指定されたデリバティブとの関連で、資産プロファイルと目標プロファイルが等しくなる場合に達成されると暫定的に決定されました。

具体的には、資産プロファイルおよび指定されたデリバティブから生じる純利息マージンが、目標プロファイルの純利息マージンとの一致により達成されると考えられます。その結果として、完全な調節のために必要とされるデリバティブは、目標プロファイルに対応する資産プロファイルの完全な変化を達成するようなデリバティブとなります。調節の程度を測定するにあたり、動的リスク管理モデルは、測定方法を特定していません。この取扱いは、ヘッジ関係がヘッジ有効性の要求を満たしているかどうかを判定するための方法を IFRS 第9号が特定していない取扱いと整合的です。しかし、指定されたデリバティブと完璧なデリバティブとの比較によって、調節の程度の測定が可能とされています。

#### (2) 完全な調節が達成される場合に、純損益計算書において提供される情報

純損益計算書で報告される成果は、完全な調節が達成される場合の企業の目標プロファイルを反映すべきであることが暫定的に決定されました。デリバティブの公正価値の変動額のその他の包括利益における繰延べとその他の包括利益から純損益への組替えは、動的リスク管理モデルが純損益計算書において業績を忠実に表現するための機能的構造であると考えられます。これにより、企業の動的リスク管理における活動の結果と整合的な基礎で業績を表示します。

さらに、動的リスク管理モデルは、将来のキャッシュ・フローの見通しを評価し、将来の企業の経済資源をどの程度効率的かつ効果的に活用するかを予測する上で有用な情報を、利用者に対して提供します。そして、完全な調節が達成される方法に拘わらず、同一の目標プロファイルを有する企業の比較可能性を高めるとされています。

#### (3) 組替え

動的リスク管理モデルの下では、指定されたデリバティブの公正価値変動は、その他の包括利益で繰延べられます。当該繰延べられた評価差額の組替えは、純損益計算書において報告される成果が、資産プロファイルとの関連で、企業の目標プロファイルを反映するように行うべきであると暫定的に決定されました。この場合、その他の包括利益で繰延べた金額を組替える期間は、目標プロファイルの期間とされています。また、每期組替えられる金額は、資産プロファイル内の金融資産に対する実効金利法の適用に関して、目標プロファイルを反映するような純損益を達成する金額となります。

IASB は、組替えは目標プロファイルの期間にわたり行うべきであるという原則に関して、デリバティブの契約上の満期を過ぎた後に金額を繰延べることが可能かどうかを質問しました。提案された、デリバティブに関する満期時には評価差額がゼロになる経済的效果と純損益計算書に対する発生金利費用の組替えとの組合せによる機能的構造には、デリバティブの契約上の満期より後には繰延べられる残高が存在しない前提があるため、目標プロファイルを超える期間における繰延べは不可能とされました。

#### (4) 検証

動的リスク管理モデルを適用するために、企業は、資産プロファイル、指定デリバティブおよび目標プロファイルについての継続的な経済的関係の存在の立証を要求されることが暫定的に決定されました。企業は、ヘッジ関係の開始時および継続的に、ヘッジ関係がヘッジ有効性の要求を満たしているかどうかについての評価が求められます。企業は、少なくとも、各々の報告日またはヘッジ有効性の要求に影響を与える状況に重大な変化があった時に、継続的な評価を実施しなければなりません。動的リスク管理モデルにおいては、ポートフォリオの性質が動的である点を考慮すると、頻繁に評価が実施される取扱いが予想されます。

当該モデルにおいては、最低限度の実績についての閾値のような明確な境界を設けた検証方法を要求しない決定がされました。さらに、IASB は、スタッフに対して「経済的關係」という用語をさらに詳述し、動的リスク管理モデルにおいて「より適切な調節」以上の関係を要求する旨を定めるよう指示しました。

#### (5) 特定な状況における動的リスク管理モデルの中止

企業が動的リスク管理モデルの中止を選択したが、指定された資産および負債からのキャッシュ・フローが依然として存在し、かつ、将来の取引が依然として発生すると見込まれる場合があります。この場合、その他の包括利益において認識された金額は、純損益計算書において報告される結果が企業の目標プロファイルを反映するように、目標プロファイルの存続期間にわたり資産プロファイルに関連する組替えが暫定的に決定され

ました。この取扱いを適用しなければ、リスクが管理される期間を超えてその他の包括利益において繰延額が残存する結果がもたらされるからです。

#### **4. その他**

IASB は、今後の会議においても、動的リスク管理モデルにおける業績についての議論を継続することが予定されています。